

## 元代差役法小論

梅原郁

十三・四世紀に亘るモンゴル族の支配が、中國の歴史に與えた影響と意義を調べることは非常に興味深い仕事である。ところが、現在は、日本・中國を問わず、その前段階となるこの時代の社會經濟史の基礎的研究、とりわけ土地問題や稅役制度が、他の時代とくらべ、かなり立遅れていることを認めねばならぬ。すでに高い文明を持つ漢民族の中に、全く異質の遊牧民族が侵入したために起る混亂をときほぐすことさえ容易でない上に、この時代の史料が著しく少いという惡條件が重なり、部分的には極めて優れた研究成果があがつていても、最も基本的なことまで含めて、到る處に大きな穴が残されている。本稿では、モンゴル・元朝時代の差役法をとりあげて、そうした研究の空隙を幾分かでも塞ぎたいと思う。

周知のように、人民が官に對して輪番であたる無償勞働奉仕（徭役）は、中國社會の發展に伴つて、いろいろな形に分化して行つた。唐代の庸・雜徭の大部分は兩稅體系の中に吸收され、その他の役も、宋代には大半が専門化職業化していた。しかしそこには、なお、都市・鄉村、特に後者から人民を差出徵發して、徵稅事務・警察行政の末端の、しかも重要な一部を受持たせる職役（差役・戶役・鄉役）や力役（雜役・夫役）が残っていた。職役は北宋中期の王安石の改革の時も、最も大きな問題として喧喧諤諤の議論の種となつてゐるし、南宋でもことあるごとに關心の的とされてゐて、それらについての研究も、宮崎市定・曾我部靜雄・周藤吉之氏をはじめ數多く發表されている。翻つて明代には、里甲制以後、一條鞭法に至るまでの徭役制度が

社會經濟史家の大きな關心を惹いていることは斷るまでもなからう。しかるに、その中間の、モンゴル支配時代の役法については、從來直接それを取扱った研究は殆んどなきに等しい。宋と明の役法を關連して考えるためにも、兩者の中間百餘年の穴をふさぐ必要はあるだろう。本稿は、まず役法の成立基盤である當時の鄉村の實體を地域的に概觀し、ついで元代郷役の中心をなしていた里正・主首の沿革と職掌を述べ、おわりに元代特有の社制と役の關連性を考えるという構成をとっている。この小論は、いちいち註記せぬ場合もあるが、愛宕松男氏のいくつかの優れた論考、今は亡き安部健夫氏の「元代の包銀制の考究」（東方學報 京都第二十四冊）に負うところ大である。はじめに記して深甚な謝意を表明しておく。なお——私事にわたって恐縮だが——大學院時代、元典章解讀の手ほどきをして下さったのは安部博士であった。最後の受業生の一人として先生を追慕すること切なるものがある。「以下、引用史料中、典章は大元聖政國朝典章（沈氏刻本を元刻本及び陳垣校補で補正）、條格は通制條格のそれぞれ省略である。」

## 一 モンゴル支配下の江南・江北

—— 鄉村制と關連して ——

元代の鄉村制に關しては、松本善海氏執筆の和田清編「支那地方自治發達史」第三章、曾我部靜雄氏「中國及び古代日本における鄉村形態の變遷」第三章第二節などに基本的な史料・事項が擧げられており、また元代に特有の農村組織である「社制」についても、後述のように幾つかの論文が出てゐる。これら先學の驥尾に附して、元代役法の立脚基盤となるべき、當時の鄉村について、自分なりの見解を書き記してみたい。現在のところ、史料の制約から、モンゴル族治下の中國を、河北・山東・山西の腹裏（≡内地）に、河南の一部を含めた南流黃河以北の地域——以後華北と呼ぶ——、河南省南部・淮南全域、そして舊南宋領の揚子江以南の地——特に兩浙・江西——の三つに分けて、それに限って考察することを斷つておく。

靖康の變による宋室の南渡、女眞族の華北における宗主權の確立は、中國史の上で大きな歴史的意義を賦與されるべき事件であった。

北宋時代、長江デルタ地帯と並んで、とりわけ織物生産

の面では、際立って経済的重要性を保持していた河北・山東、或いは耕地面積において最優位に立っていた淮南が、それ以後、單に漢民族の支配下から數百年間離れていたというだけではなく、これら地方の経済的意味での經營が、異民族王朝の手で十分に繼承・發展させられなかったという點を指摘しなければならない。

金・熙宗皇統二年、宋・高宗紹興十二年(1142)の所謂秦檜の和議によって、淮水以北を占據した金王朝は、その後總計百萬を超えるといわれる女真人を、河北・山東・河南北部に徙して農耕に従事させたが(外山軍治氏・金朝史研究第一章)、これが原住の漢人——たとえその多くが戰亂・飢饉で死亡・流徙していたとしても——の中に入りこんだ時に、舊來の鄉村體制は、郷・里・村・鎮といった名稱は循用していても、内容的に大きな變化を蒙らざるを得なかったであろう。金朝の漢地への鄉村行政を物語る史料は、金史・四六・食貨志・戸口の條を第一としなければならぬが、この文脈には今一つの明晰さが缺けている。

令民以五家爲保。泰和六年、上以舊定保伍法、有司滅裂、不行其令結保、有匿姦細盜賊者連坐。宰臣謂、舊以

五家爲保、恐人易爲計搆而難覺察、遂令從唐制、五家爲隣、五隣爲保、以相檢。京府州縣郭下則置坊正。村社則隨戶衆寡爲郷、置里正。(下略)

即ち泰和六年以前には五家一保の、宋の保甲法を承け繼いだと思われる制度が行われていた。それが實效を失つたため、この年、唐制に則つて、五家一隣・五隣一保の組織を再び作つたという次第である。成程隣・保という名稱は唐制のままだが、實質は二十五家一保と宋の保甲法と全く同じものであると言える。そしてこれが、何故、先行する五家爲保の不備を是正したのかも十分納得がゆかない。また、村社では戸の多寡によって郷を作るといっても——當然數保乃至十數保を郷としたではあるが——その具體的な大きさ、内容は不明確である。さらにこうした體制が、金も末の泰和六年に至つて、果してはじめて成立したのだろうかという疑問も浮かぶ。金史食貨志の一文は、唐令拾遺・通典その他と比較して、唐代のそれを十分に意識しては居るが、それは理念的側面にすぎず、實際は宋の鄉村・保甲制を眞似ていたと言つて良い。但し金代には鄉村制の中に、南宋で廣く行われていた、都などの區分があつたか

どうかは判らない。

一二〇六年、幹難河畔で大汗の位に即いた成吉思汗は、その六年（金・章宗大安三年・1211）金國に對する攻撃の火蓋をきり、中都を包圍し、一方、拖雷・木華黎の軍は華北を席捲し、

是歲（太祖八年）河北郡縣盡拔。唯中都・通・順・眞定・清・沃・大名・東平・德・邳・海州十一城不下。（元史一・太祖紀）

という状態を現出した。章宗は貞祐二年（1214）四月、和を乞うとともに、多くの反對を押しきり、舊宋都開封（汴京）へ遷都したが、これに伴って多くの女真人・漢人が南遷し、ここに戦亂と相俟って華北社會は再び大きな動搖期を迎える。

金貞祐、主南渡而元軍北遷。是時河朔爲墟、蕩然無統。

強焉弱陵、衆焉寡暴、孰得而控制之。（元文類・五一・易

州太守郭君〔弘敏〕墓誌銘）

は、こうした雰囲気を墓誌銘特有の表現で描寫したものと見えよう。戦亂・掠奪・盜賊・飢饉が入り亂れ、惡循環によって舊來の體制が崩壞してゆくアーナーキーの中で、とも

かくも秩序が保たれた場所は、豪族を中核とした自衛集團のあるところであった（元史・一四九・王珣傳）。かかる集團は、既に宋・金交代期にも、太行山脈に沿って顯著にみられたところだが、この貞祐以後になると、再び河北・山東で歴史上に大きく浮び上って来る。元史・一五一に集められている眞定の王義・保定行唐の邸順・眞定藁城の王善、或いは冠氏の趙天錫らの各傳に、そうした姿を知ることが出来る。彼らは見込みなき金朝を捨てて、陸續と蒙古の軍門に下ることになるが、その表面的経緯は次の趙柔傳に代表させてよからう。

趙柔深水人。有膽略、善騎射、好施與。金末避兵西山、柵險以保鄉井。時劉伯元・蔡友資・李純等亦各聚數千。

聞柔信義、共推爲長。（中略）歲癸酉、太祖遣兵、破紫

荊關、柔以其衆降。行省入札奏聞、以柔爲涿易二州長

官。（下略）（元史・一五二）

かつて井ノ崎隆興氏が説いたように（蒙古朝治下に於ける漢人世侯・史林三七ノ六）、こうした自衛集團、即ちのちの漢人世侯の中にも、地域によって幾つかのタイプはあった。しかしいずれにせよ、成吉思汗以降、窩闊台汗の八年まで

の約二十年近くは、

内附諸侯之取諸民者、寬急愛約、各唯其意、莫能一也。

(元文類・四十・經世大典序錄・錢穀官)

或いは、

東平將校占民爲部曲戶、謂之脚寨。擅其賦役、幾四百

所。(元史・一五九・宋子貞傳)

といわれるように、有力者達は、それぞれの領域内で、徵稅・警察體制を敷き、一種の封建領主となっていたが、それは當時の華北の實情から止むを得ないことであつた。勿論彼らの特權が何時までも持續・伸張したわけではなく、モンゴル王朝の漢地支配が着々と進行してゆく過程において勢力を削減され、李壇の亂の終つた至元はじめ、少くとも公的には廢絶させられるに至るのである。耶律楚材の努力により、腹裏で戸割の稅糧制度がたてられたのは太宗元年(1229)であり、更に太宗八年の新稅法によつて丁稅・地稅・科差制が確立し、それと前後して、癸巳・乙未の戶籍作成と、モンゴル支配下の漢地の徵稅體制も密度を濃くして行つたが、殘念なことにこれらと關係ある、差役・鄉村制などの史料は皆無にひとしい。漢人世侯支配下の鄉村

體制・役法にまで、モンゴル王朝はこまかくタッチし得な

かつたことも想像できるが、他方・華北鄉村が統一的な制度を受入れることが出来ぬほど疲弊・混亂して居り、更にその上に複雑な社會關係がからんでいたことも看過してはならない。たとえば、蒙古軍團乃至は有力諸王が、漢土を牧地とせよの言葉通りに、

蒙古軍取民田牧、久不歸。(元史・一五一・奧敦希懣傳)

とか、

東平・大名諸路、有諸王牧馬草地、與民田相間、互相侵

冒。(元史・一三四・和尙傳)

と、牧地を設けることによつて田土を侵害し、世祖初年に至つても、

時南北民戶主客良賤雜糅、蒙古軍牧馬草地、互相占據。

(元史・一三五・塔里赤傳)

のような状態が存在していた。

いうまでもなく華北の疲弊と混亂に對して、モンゴルが拱手傍觀していたばかりではない。乙未年籍作成で、汴京を中心として約百萬の舊金領の人民を得、彼らを徙して農業生産に従事せしめ、或は地方豪民を勸農官として生産

を復興せしめる等の手段を講じていた痕跡は元史に残っている。だが、決して安定期に入っていない太宗・憲宗、それに世祖中期までの華北では、鄉村制度を整備する餘裕などなかったと想像される。華北で最も富裕といわれる山東でさえも、**歲屢歉**（元史・一三四・撒吉思傳）に加え、李壇の亂をはさんで、山東自更叛亂、野多曠土（元史・一四八・董文用傳）、という有様では、華北に於ける農民の土地への密着度は決して強固なものであり得なかつたらう。モンゴル王朝が従來の漢民族王朝とうって代つた單純な——たとえそこにモンゴルの傳統を考慮に入れても——税制を施行し、或は統一的鄉村制を整備せず、後述したように社制を敷いたことも、このような華北の狀勢と無關係ではなかつた筈である。しかもそれでさえ、

賦役不均、官吏並緣爲姦。賦一征、十年不勝其困苦。民率流亡。（元史・一六三・張德輝傳）

であり、優秀な地方官・地方豪族の善政が唯一の救いであつた。かつて松本氏は、モンゴル元代の村落統治様式は北と南とで相違があることを指摘された。氏のあげられた理由には今一つ理解出來ぬ部分があるが、これまで述べた、

金・元の華北状態を考えた時、それは結論としては承認されるべきだと思ふ。

モンゴル・元朝治下の華北の鄉村制は新出の永樂大典を利用してより詳しく調べねばなるまいが、常山貞石志・一九・井陘縣遷修文廟記の、各村社長といった言いまわしなどからみると、自然村が一番末端をなし、それを、

至元七年四月。（中略）諸處州縣各管村分、以遠就近、併爲壹鄉、或爲壹保。設立鄉頭・里正・保頭・節級以下。更有所設鄉司人員。催趁差發投下本縣一切勾當。（條格・一七・濫設頭目）

のように、唐以來の郷、又は宋代保甲法の保が統轄して縣につないでいたと考えられる。但しその内容は地方・地方で千差萬別であつたらう。なお比較的人口の集り易い都市は、傳統的な、隅或いは廂制の下が坊に分けられていたので、

今察到、在都曲河坊坊正馬仲温（中略）緣兩廂七十餘坊、凡有事務、不無搔擾。（秋澗文集・八八・彈馬仲温斂錢物事狀）

と、首府大都は七十餘坊から成つていたことが知られる。

第二の地域である大河以南・江北はどうであつたか。いうまでもなく、淮水以南は水稻耕作地帯であり、華北旱地農法地帯と著しく異なる特色を持つ。モンゴル王朝が、少くとも初期にあつて、水田耕作に示す關心の低さは、社制の勸農規定からも窺える。モンゴル政權は、この淮南地方には屯田政策をあこれと試みているが、それ以外の土地問題や鄉村制はむしろ手が出ぬままに放置しておいたと言うのが最も適當であろう。大河以南ではまだましな河南でさえ、早い時期には、

世祖時在藩邸。極知漢地不治、河南尤甚。(元史・一五  
五・史天澤傳)

と、忽必烈の手を焼かせ、のちには、

河南地方寬闊、東西二千、南北一千餘里。跨州連郡、大小七十餘城、軍民一十八萬戶。(秋澗文集・八四・論河南分作四路事狀)

と、たった十八萬戸——少し時代は下るが、嘉興路四十二萬・平江路四十六萬とくらべれば如何に少いかが判る——では、

大河以南、千里蕭條、人煙斷絕。(秋澗文集・八六)

も王禪の文學的表現のみではなかつた。

すでにこの地方は、宋・金抗爭期に、北宋以前の繁榮を、少くとも農業生産面で失っていたが、元代では、事態は悪化しても、決して好轉はしていなかつた。元朝は世祖以後も、或いは江南の人民を召募屯田させ、(元史・二二・至元二十年十月癸卯、同一三・至元二十一年十一月條)、或いは罪人を強制的に入植(元史十一・至元二十年九月戊寅條)させるなど、あの手この手を用いているが、曲りなりにも効果をあげたのは、

時兩淮兵革之餘、荆榛蔽野。昂吉兒乞立屯田、以給軍餉。(中略)帝乃遣數千人、即芍陂洪澤、試之。果如昂吉兒所言、乃以二萬兵屯之、歲得米數十萬斛。(元史・一三三・昂吉兒傳)

の二ヶ所の屯田だけであり、その後も、

至元二十五年正月癸丑。(中略)兩淮土曠民寡。兼并之家皆不輸稅。又管內七十餘城、止屯田兩所。(元史・一五・世祖紀)

のような記述があらわれることからして、この地方の復興は進捗しなかつたと考えて良い。そしてこの廣大な地帯で

は、鄉村體制やそれをふまえた役法についての史料は殆んど見出せず、それはまた華北よりも一層それに關する統一的な制度が行われなかったことを間接的に物語るのである。

第三に揚子江以南の舊南宋領、就中當時すでに、

江浙稅糧、甲天下。平江・嘉興・湖州三郡當江浙什六七。

(元史・二三〇・徹里傳)

とか、

江浙稅賦、居天下十七。事務最煩劇。(元史一八三・蘇天

爵傳)

と言われるように、主要經濟地域の位置を確立していた兩浙・江西を中心とした所謂「江南」について考えてみよう。

至元十三年(1276)臨安を陥れたのち、數年にわたる掃討戰で、舊南宋領全域に支配網を敷いた元朝も、こと稅役政策・鄉村制度の面における占領地行政は、全くハレ物にさわるような(安部氏・前掲論文・三四一頁)態度をとっている。

至元十三年十二月。(中略)其田租・商稅・茶鹽・酒醋・鐵冶・竹貨・湖泊課程、從實辦之。凡故宋繁冗科差・聖

節上供・經・總制錢等百有餘件、悉除之。(元史・九・世

祖紀)

が、一時的な占領地へのゼスチユアでなかったことは、

(至大二年冬十月)丙辰。樂實言。江南平垂四十年。其

民止輸地稅・商稅、餘皆無與。(元史・二三・武宗紀)

が示す通りである。こうした元朝の不干渉主義は、當時の

江南鄉村制にも現われ、至順鎮江志も、

每鄉所轄都分不等。其中爲里爲村爲保爲坊、皆據土俗之

所呼、以書。(卷二・鄉都)

と述べ、唐・宋の地志にみられるような、郷―里、郷―都といった整然たる敘述を必ずしも採用していない。北宋の中期以降、傳統的な郷里制がさまざまに變型し、特に保甲法實施以後の都保制がこれと混りあって、南宋では地方により、いろいろの鄉村行政乃至自治區劃の名稱が出來ていたことは、周藤吉之氏が幾つかの論文で細密に史料を提示されたところである(例えば宋代鄉村制の變遷過程・史學雜誌七二一〇、南宋郷都の稅制と土地所有・宋代經濟史研究所收)。

こまかい種々の問題は稿を改めて考えるところとして、元代の江南鄉村は、郷が徵稅體制上數都に分かれ、それが各地方の

條件によつて、村・巷・坊・墟など多様な呼名の聚落に分かれていた。そしてここでも百戸一里とか、二百五十家一都保とかいう基準は殆んど意味を持たぬようになっていたと考えてよからう。それにしても鎮江志にみられる如く、元代舊里、舊保の名稱が大巾に改めかつ分割された理由は何であらうか。

宋室南渡に際し、難を江南に避けた中原の人口が決して少くなかつたことは、雞肋篇・繫年要録など南宋の諸史料に徴しても明らかであるが、元でもそうした北から南への人口流入が當然想像される。江南占領後においてさえ、

内地百姓、流移江南、避賦役者已十五萬戶。去家就旅、

豈人之情。賦重政繁、驅之致此。(元史・一七三・崔彥傳)

という有様であるから、まして、モンゴル族の虐殺を恐れ、或いは戦亂と飢饉のために、江南に避難した人口は豫想以上に多く、それがまた、舊來の鄉村體制に一層の變化を與えたことであらう。鄉村體制ともかかわりを持ち、特に元代江南で際立つて眼につく現象として、大土地所有の普遍化がある。

松江下砂場壘〔寔發〕嘗爲兩浙運使。延祐間以松江府撥

屬嘉興路、括田定役、榜示。其家出等上戶、有當役民田二千七百頃、并佃官田共及萬頃。(山居新語)

は大地主の一例だが、その内部は、

江南佃民多無己產。皆於富家佃種田土、分收仔粒、以充歲計。(典章・一九・佃戶不給田主借貸)

その他の多くの例で判るように、地主・佃戶制によつて經營されていた。加藤繁氏は、

至元三十一年十月辛巳。(中略)然江南與江北異。貧者佃富人之田、歲輸其租。(元史・一八・世祖紀)

によつて、江南では小作制が、江北では自作農による耕作が行われた。(支那經濟史概説三五頁)といわれる。元典章にも、

南北王民、豈有主戶將佃戶看同奴隸、役使典賣。一切差役皆出佃戶之家。至如男女婚嫁、不由父母、惟聽主戶可否。腹裏並無如此體例。(五七・禁主戶典賣佃戶老小)

という記事があり、江南の大土地所有、地主佃戶關係はモンゴル爲政者にとつて、華北とは異ると意識されていた。

モンゴル王朝はこれをつきくずす意圖は無くはなかつたが、實際問題として、大土地所有者は元朝の有力者と結托

し、

大徳六年正月。帝語臺臣曰、朕聞江南富戸、侵占民田、以致貧者流離轉徙。卿等嘗聞之否。臺臣言曰、富民多乞護墾書、依倚以欺貧民、官府不能詰治。(元史・二十一・成宗紀)

のように、その庇護によって自己の地位を保持擴大していったことは注意すべきである。

更にまた、元代の江南では土地所有問題に寺院がからんで来る。

杭州省裏、管着寺家的佃戸、約五拾萬戸有餘、(條格・三・寺院佃戸)

といわれるその多くは、

初浙民吳機以累代失業之田、賣於司徒劉夔。夔賂宣政使八刺吉思、買置諸寺、以益僧廩。(元史・一三六・拜住傳)

に見られる如く、有力者の投獻などによるものであり、その裏には脱税その他の特權享受をめざす私利私慾がうずを巻いていた。これに對する元朝の諸對策は、

大徳六年十二月。詔、江南寺觀、凡續置民田、及民以施入爲名者、並輸租充役。(元史・二十一・成宗紀)

至治二年三月庚辰。敕、江浙僧寺田、除宋故有永業、及世祖所賜者、餘悉稅之。(元史・二八・英宗紀)

泰定二年正月。中書省臣言。江南民貧僧富。諸寺觀田土、非宋舊置、并累朝所賜者、請仍舊制、與民均役。從之。(元史・二八・泰定帝紀)

のように、消極策に終始し、しかも禁令のくりかえしが、それさえも仲々困難であつたことを教えてくれる。このよ  
うな江南の大土地所有體制は、當然、元朝による統一的な徵稅制・役法、鄉村制の施行の阻碍要因として働く。南宋以來の大土地所有、地主・佃戸制の趨勢をそのまま容認せざるを得なかつたところに、モンゴル統治力の限界がのぞかれるし、それはまた、安部氏が提起された、南人とモンゴル政權との間の財政經濟的關係の實態(包銀の考究・三四頁)を追及する有力な手がかりでもあろう

以上概觀したモンゴル・元朝治下の漢地の狀勢を前提として、本題の役法に入つてゆこうと思う。

## 二 宋・金から元への役法

——雜泛差役のことなど——

不十分乍ら元の役法の大綱を記載しているものに、明・

正徳の蘭谿縣志（浙江省金華）がある。

元役法。縣各四隅、設坊正外、則鄉設里正、而都設主首。後以繁劇難任、每都設一里正。主首則隨其事之難易而多寡之。專以催輸稅糧・追會公事。其初以周歲或半年一更、後又致季役。大率以糧多者爲役首、其次爲貼役。其雜役則弓手・祗候・禁子・斗子・曳刺・鋪兵・缸夫・房夫・馬疋之類、而制度之詳・多寡之數、未有攷焉。

（卷二・役法）

これをみれば、宋代郷役の代表であった、戸長・耆長乃至は保正・副、或いは催稅甲頭などの名稱はなくなり、その任務はより古い傳統を持つ里正と目新しい主首に代つて受繼がれていることに氣付く。元代に弓手以下が郷役として扱われるかどうかは別問題として、宋代には必ずあらわれた郷書手や壯丁などここでは姿を消している。北宋はじめ郷毎に置かれていた里正は、仁宗の至和二年に廢止され、以後は都保の保正などを指す雅名として残ったといわれるが（周藤氏、宋代鄉村制の變遷過程）、元代には再び職役の主役として登場することになる。里正と並んで現われる主首は、役法上は金になつてはじめて青史にその文字をみせ

るが、言葉そのものは、溯つて宋代にも或る程度檢索できるといふ。それらはいずれも、

大中祥符二年七月。知開封府李潛言、請京城寺院宮舍僧、繼主首者、無得以童行係籍。從之。（宋會要・道釋一

二〇）

とか、

時知制誥熊本、提舉太平觀。具聞其事。召本觀主首、推

詰其詳。（夢溪筆談・二十）

などのように、佛寺・道觀の長を指している。主首という字面からして、それが郷村の筆頭にたつものの意味に轉用される可能性は十分あるが、それがはつきりと何時・何故そうなつたかは今のところ判らない。役法の主首がはじめ現れる金史食貨志の文をひき、併せて元に先行する金の役法から話しをはじめよう。

京府州縣郭下則置坊正。村社則隨戶衆寡爲郷、置里正、

以按比戶口・催督賦役・勸課農桑。村社三百戶以上、則

設主首四人、二百以上三人、五十戶以上二人、以下一

人、以佐里正、禁察非違。置壯丁、以佐主首、巡警盜

賊。（中略）凡坊正里正、以其戶十分內取三分富民、均

出願錢、募強幹有担保者充。人不得過百貫、役不得過一年。〔大定二十九年、章宗嘗欲罷坊里正。復以主首遠入城應代、妨農不便、乃以有物力謹愿者、二年一更代〕

(金史・四六・食貨志・戸口)

曾我部氏は、注の大定二十九年を問題とされ、泰和六年に設けられた里正・主首の規定が、それより十七年前の規定に改正される筈はなく、これは泰和以後のある年の誤りであろうと推定された(郷村形態の變遷・一九三頁)。

金・章宗泰和六年とは、鐵木眞が大汗位にのぼった年であり、金朝の斜陽が漸くはつきりしはじめた時代でもある。金朝隨一の文化人として、泰和律などにも代表されるように、文化國家としての體面を重んじようとした章宗の態度を考える時、この食貨志の記事は、それまで相對的に不統一だった郷村制・役法に法制上の統一を與えようとしたものだと理解することも出来る。徵稅・警察その他の重要任務を持つ郷役制がこの時はじめて制定されたのではなく、はじめて整備されたのではなからうか。大定二十九年の記事は、それ以前にも、宋を繼承した坊正・里正の役があり、弊害が多いので廢止して主首に肩代りさせようとし

たが、結局坊・里正を存續し、二年一替とすることにした。それが泰和に至って再び食貨志のように改正されたと解釋するのがむしろ自然と思われる。とまれ、金末華北では次のような型で役法が行われていたことを不完全乍らくみとることが出来る。①都市には坊制が、郷村には郷制が——その呼名や管轄區劃は何がしかの傳統を背負っていたろうが、内容はまちまち——施行され、それぞれ、坊正・里正が設けられた。郷は更に自然村に分割され、村には大小に従って主首が置かれた。②里正・主首ともに戸口調査、稅糧の徵收・輸納に任じたが、主首は別に壯丁を監督して治安維持にもあたった。③里正・坊正は上等戸より錢を出させ、人を雇って充當させる雇募法であった。

こうした金朝の役法は、安部氏も推定される如く(包銀の考究・三三六頁)そのままモンゴル・元朝治下の中國に繼承されたと見做せるが、先にもひいた通制條格・濫設頭目にも明らかなように、宋代の舊制と覺しきものも混在して居り、恐らく、地方によって、華北郷村制と同じく、いろいろな型の役法があったことだろう。但しその具體像は、里正・主首という言葉さえ、中統・至元の交より以前には

殆んど史料面に顔を出さぬ現状では、より詳しく知ることが困難である。

宋代には、職役は人民を財産高によって差等をつけて當役せしめる意味から、差役と呼ばれたが、この呼稱は元代にも傳えられている。ところが、元代ではこの上に「雜泛」という修飾語をつける場合が——特に元典章では——普通となつて来る。明代、里甲正役以外のすべての役は雜役または雜泛と稱された。(山根幸夫氏・十五・六世紀中國に於ける賦役勞働制の改革、史學雜誌六〇ノ一)のは、元代の雜泛差役という語彙が繼承されたとみてよい。安部氏は「元代の差役法では、里正・主首ばかりでなく、和雇・和買までが「雜泛」に對して明代のいわゆる「正役」の地位を占めていた。(包銀の考究・三三九頁)と言われ、矢張り「雜泛差役」は明代と同じく、里正・主首の正役に對するものと考えておられる。私はこの理解に何かひっかかりを感じる。

元朝が差役に當るべき人民の範圍をきめた詔勅は、元典章では數ヶ所にくりかえして出て来るが、それは、

民間和雇和買一切雜泛差役、除邊遠軍人、并大都至上都

自備首思站戶外、其餘諸投下不以是何戶計、與民一體應當。(典章・三一・備人差役事)

の言いまわしを少しづつ變えたものである。元典章・三「均賦役」の條にもそれが數條記載されているが、仁宗延祐以後の勅令では、それまで「和雇・和買・雜泛差役」という並列であつたものが、「和雇・和買・里正・主首・雜泛差役」(延祐五年十一月條)、「和雇・和買・里正・主首・一切雜泛差役」(延祐七年十一月條)と、特に里正・主首を明示し、それ以外の差役を雜泛という形容詞で總括しているような書式に變つてゐる。この變化を安部氏は「成宗即位以後、次第に比重をましてきた職役的なものが、仁宗・英宗のころともなると(中略)和雇和買にもおとらぬ民衆負擔となつて來たことを物語る」(包銀の考究・三三九頁)と説明して居られる。

理窟をいえば、里正・主首が加えられる以前の詔令では、和雇・和買と諸々の雜役は免除されるが、里正・主首の正役にはどうしても當らねばならなかつたという解釋も可能な筈である。ここで「雜泛差役」とは何かという問の答えが、明らかにされねばならない。

泛の入る熟語は、比較的多く出て来る「非泛」を別にし、前代の宋會要で探してみると、泛買(食貨五一ノ三二)、泛支(食貨五一ノ一三)、泛抛(食貨四〇ノ四〇)、泛進(食貨三二ノ六)など、經濟用語としてもかなり使われ、會要・食貨五一ノ一二、淳熙十二年四月十八日條の、諸軍合起發本庫定收泛收、策名錢物に端的にみられるように、すべて定なるもの正なるものに反對の意味を持っている。この泛が、同じ方向の概念を持つ雑と合した「雜泛」という型は、特に役に關係しては宋では寡聞乍ら、未だ見出し得ない。ところが元に入ると、俄然元典章・通制條格・元史などに雜泛差役が頻出しはじめる。これを單に宋代の雜役——差役に對する夫役——と同系列のものと考え、或は里正・主首の正役に對する雜役であるとして片付けておくには躊躇を覺えるほどの變化である。

至元二十年七月。中書省劄付。通政院議下各路站赤戶計、自備首思、免和買和顧雜泛夫役、有無便益一事。(中略)站戶自改法、應當雜役、官降首思以來、困乏尤甚。(中略)如將和顧和買鹽折草車牛丁匠社長主首行例等役、奏免、仍令站戶自備驛使下馬日首思、似爲便益。(中

略)是月二十四日、(中略)奏準聖旨。除免站戶和顧和買一切雜泛差役、仍令自備首思。(永樂大典・卷一九四一八・站)

では、雜泛差役の中に主首も含まれると解するのが妥當であらうし、

軍戶和顧和買雜泛差役、除邊遠出征軍人、全行蠲免、其餘軍戶有物之家、與魯官憑准有司印信文字、官給價鈔、和雇和買、依例應副。無物之家、不得配樁科着外、據人夫倉官庫子社長主首大戶車牛等一切雜泛、並行除免。

(典章・三四・曉諭軍人條畫十四款)

といった例も、明らかに雜泛の中に主首を含む。長文なので引用をさし控えるが、元典章・三一・儒人差役事でも、里正・主首等項差役という句を、後文では雜泛差役といいかえて使っている。更に永樂大典にある、

至元二十三年七月三日。(中略)請從先例、站戶出備祇應、與免和顧和買及其餘差役。(卷一九四一八・站)

という記事が眼をひく。蒙古語直譯の首思を祇應に換え、雜泛を其餘と言いかえたところに、後にのべるような意味が隠されていると思われる。結論を言うと、元代の「雜泛

「差役」とは單にいろいろの差役ということ、里正・主首をもすべてその中に包含していたのである。雑泛の雜とは、里正・主首を正とみての雜ではないだろう。通制條格一七には「雜泛差役」の表題を掲げて、

至元二十五年三月。御史臺講究得、各道隨路州縣、凡有差役大役、必合遍科。小役合壹道辦集者、止責壹道。

合壹路壹縣壹鄉科辦者、止責壹路壹縣壹鄉辦集。再有差役、却於未辦處、輪流科辦。

と差役配當の大綱を述べているが、この雑泛の中には里正や主首も入っていると考へる方が自然である。

では何故先にあげたように、里正・主首・雑泛差役という紛らわしい表現がとられるのだろうか。その例は均賦役の條だけではなく、元典章・二一・糾察運糧擾民、三六・禁約差役站戸、五三・海道運糧船戸免雜泛差役などにわたってあらわれる。注意してみると、これら條項の日附は、いずれも江南占領以後、しかも成宗以後のものであることに氣がつく。これは里正・主首などが郷役の中核をなすことを漢人のように理解していなかったモンゴル王朝が、江南を支配し、南人とより密接に接觸するようになるや、宋

以來の江南でいろいろの問題を起した郷役——元では里正・主首と名は變つたが——を無視することが出來ず、モンゴルの感覺では雜泛差役に入っていたこの二つを、漢人的感覺で、あたかもそれが正役として雜泛に對するような形で、強調特筆したために他ならぬからであろう。いうまでもなく、モンゴル人が雜泛に對して、正と意識したものは軍役・站役という用語でも判るように、彼らが特に注意を拂つて作りあげた軍戸・站戸の役なのであった。それ故にこそ、上掲永樂大典は站役以外に、其餘の差役という言葉を使い、雜泛が漢人的感覺でズレることを考慮して、首思を祇應にするのと呼應して、雜泛を其餘にかえたのだと説明をつけることができる。

元代の職役、蒙古人的表現を借りれば雜泛差役の内容は、時期・地方によって大きなひらきがあるが、參考までに二つの地方志の役名をあげておこう。第一は至順鎮江志卷十三である。ここでは役を俸祿なき胥吏以下と規定して、相當廣い範圍を含めているが大項目に、公役・戸役・力役・傭役・雜役の五種目をあげ、公役を更に胥吏・皂隸に分け、前者には書狀・典吏・貼書・郵長・攢典・局吏・

站吏・學吏を、後者には祇候・曳刺・禁子を附屬させる。

宋代の郷役と呼んでも良い戸役には隅正・坊正・里正・社長の四者をあげるのみで、弓手・鋪兵・兀刺赤・站船夫・遞運夫・房夫・闢夫ほかの十項目は力役に、學僕と倉擔夫は傭役に、攔頭・倉・斗級などの九項目は雜役にそれぞれ分類されている。第二は、明・嘉靖吳江縣志卷十・徭役で、ここには元役制として、里正・坊正・王醫・直學・祇候・貼役・曳刺・禁子・弓兵・房夫・攔頭・鹽軍・織染匠・雜造匠を人數とともに雜然とあげるにとどまる。これらのほかに、主首があり、また元典章その他にも少しづつあらわれる郷司・郷頭といった職役名があるが、本稿では郷役の中心である坊里正・主首に焦點をしぼることとする。

### 三 元代の里正・主首

——その職掌を中心として——

元代の里正・主首がどのような方法で差充され、どんな任務を負わされたか、しばらく史料を書き連ねてみたい。

元朝では差役は原則として、①帝王の夏の都であった上都開元府と首府大都間の交通路で、首思、即ち通行の使臣

達に提供する飲膳を自辨する站戸——彼らは站戸の中でも最も重要なものと意識され、またその負擔も大きかった

——、②北は和林、西は甘州、南は福建或いは交趾などの邊遠に出征する軍人たち（典章・三・均賦役・大德十二年二月八日條、同三四・交趾出征軍免差役）を除いて、投下戸も軍・站戸もすべて一般人民とともに、財産高に應じて一例に割りあてられるべきであった。勿論これはあく迄原則で、裏へ廻れば、種々の特例があったことは言う迄もない。

即目、各處將站戸、不問餘糧多寡、一概差充里正主首、應當雜泛差役。（典章・三六・站戸餘糧當差）

のように站戸——それは至順鎮江志の戸口統計でも明白に看取されるように、丁數・財産の多い有力戸がまず差充されてきたが——は郷役にも當っていたが、

至元三十年三月初六日。奏奉聖旨。節該、站戸每、除<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>站外、不<sup>レ</sup>揀<sup>レ</sup>誰、休<sup>三</sup>重科<sup>二</sup>差役<sup>一</sup>者。這般宣諭了呵、<sup>コノヨウニ</sup>重科<sup>ネテ</sup>差役<sup>スルヲ</sup>底人每、有<sup>三</sup>罪過<sup>二</sup>者。欽此。（典章・三六・禁<sup>ネテ</sup>約差役站戸）

は、或いは一時的恩典かもしれぬが、その免除をうたっている。更に、

延祐五年十一月十一日。中書省奏奉聖旨。節該、(中略)民間但是和雇和買里正主首雜泛差役、(中略)諸處寺觀、南方自亡宋以前、腹裏・雲南自元貞元年爲始、舊有常住並上位撥賜田土、除差外、(下略)(典章・三・均賦役)にみられる寺觀に對する條件付免除も、特に江南では意味があろう。モンゴル王朝は最初は、

今後依<sup>ニ</sup>著<sup>ニ</sup>聖旨體例<sup>ニ</sup>、和尚・先生・也里可温・答失蠻、在前<sup>ニ</sup>不曾<sup>レ</sup>教<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>的<sup>ニ</sup>差發、休<sup>レ</sup>教<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>者、管民官休<sup>レ</sup>教<sup>ニ</sup>他<sup>ニ</sup>每當<sup>ニ</sup>里正主首<sup>ニ</sup>者。(典章・三三三・革僧道衙門免差發)

のように、僧職者は差發・差役全免の方針であつたらしく、元代白話碑集錄も、これと同じ恩典を數多くあげているが、前にもふれた如く、杭州省裏佃戶五十萬という尨大な蔭附戸を抱える南方の寺觀に對しては、この法令をそのまま適用もならず、條件付免除に落着いたことであらう。元史の成宗本紀は大德六年七月に、僧人は民と均しく差役に當てるとの詔をのせてはいるが、四八頁の諸例から考えても實效は疑問である。このほか、

准奏、今後在籍秀才、做賣買納商稅、種田納租稅、其餘一切雜泛差役、並行蠲免。(典章・三二・秀才免差役)

中統三年。皇帝聖旨。(中略)據醫人每戶下差發、除絲線顏色・種田納稅・買賣納商稅外、其餘軍需・鋪馬祗應・遞牛人夫・諸科名雜泛差役、並行蠲免。(典章・三二・免醫人雜役)や、あるいは、

船戶・水手每根底、里正主首雜泛差役、休<sup>レ</sup>交<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>者。(典章・五九・海道運糧船戶免雜泛差役)

のように、いくつかの免除特典をあげることができる。元朝は大都上都間の站戶・邊遠出征軍人以外はすべて差役にあてる方針を繰返し叫ぶが、その反面、

江西行省、准中書省咨。來咨、徽政院咨、蒙山銀場提舉司申、煉銀戶計、應當里正主首雜役、就誤辨銀。申乞照詳。得此。照得、延祐六年四月初九日、啓奉皇太后懿旨。這辨<sup>レ</sup>銀、是大<sup>レ</sup>勾當<sup>レ</sup>有。再<sup>レ</sup>教<sup>ニ</sup>他<sup>ニ</sup>重併當<sup>ニ</sup>里正主首雜泛差役<sup>ニ</sup>一呵、咱<sup>レ</sup>每<sup>レ</sup>的<sup>レ</sup>勾當、不<sup>レ</sup>悞<sup>レ</sup>了、那<sup>レ</sup>甚<sup>レ</sup>麼。休<sup>レ</sup>交<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>者。麼道。(典章・新集・戶部・煉銀戶計差役)

と聖旨・懿旨あるいは令旨などにより、特例を作っている。それは時として、

至大四年三月十八日。(中略)應有執把除差聖旨懿旨令旨

所在官司、就便拘收。(典章・三二・儒人差役事)

と、ご破算にされてはいるが、それもどこまで徹底していたか疑問で、結局、ここにあげたような幾つかの免役特權享受者が何時もいたことであろう。

中統・至元に至るまでの差役法は史料上の制約で推測の域を出ない。その後も果して精密かつ體系的な法令が出されたかどうかは疑問だが、次にひく至元新格の條文はまずまとまったものと言える。

諸差科戸役、先富强後貧弱、貧富等者、先多丁後少丁。

開具花戸姓名、自上而下、置簿挨次。遇有差役、皆須正

官當面點定該當人數、出給印押文印、驗數勾差。無致公

吏里正人等、放富差貧、那移作弊。其差科簿、仍須長官

封收。長官差故、次官封收。(典章・三・均賦役、條格・一

七)

宋代の差役法は、財産の多寡に従って戸等を設け、差科簿を置き、役を割りあてていた。元朝では宋と同じような戸等と役の關連を示す史料が少く——閩書・三九・版籍志には、元定人戸爲十等、立科差法とあり、その他元史・一八五・呂思誠、新元史・一九四・陸扈などの傳にも戸等のこ

とは散見するが詳細は不明——、恐らく差役は、中統五年に明確に法文化された鼠尾文簿によって差充されたと考えられる(安部氏・包銀の考究・三一〇—三二五頁、三三三頁)。

。物力を驗べて、公に従って推排する。といった漠然とした敘述でなく、具體的に里正・主首がどのように差出されたかを知る記録は華北にはない。それには、元典章に幾つかあげられている江西省の例、元末浙東地方で行われた差役法の記述が役にたとう。但しその中味は、細部で多くの差異を持っている。

大德七年十一月初二日。(中略)吉州廬陵縣太和州等處、

推唱里正主首不均。爲此、於大德七年十月二十五日、與

江西福建道奉使宣撫、一同議得。(中略)擬合徧行各路、

令親民州縣提調正官首領官吏、將本處概管見科稅糧簿

籍、從實按照每鄉都諸色戸若干内、稅高富實戸若干、稅

少而有蓄積人戸若干、並以一石之上爲則、一體當役。若

有稅存產去而無蓄積者、及一石之下人戸、俱不在當役之

限。每一鄉、擬設里正一名。每都主首、以上等都分、擬

設四名、中等都分、擬設三名、下等都分、擬設二名。依

驗糧數、令人戸自行公同推唱供認。如是本都糧戸極多、

願作兩三年者、亦聽自便。上下輪流、周而復始。仍每年於一鄉內、自上戶輪當一鄉里正各都主首。如自願出錢願役者、聽從自便。如該當之人、願自親身應役者亦聽。仍從百姓、自行推唱定願詔役人戶糧數・當役月日、連名畫字入狀、赴本管州縣。官司更爲查照、無差、保勘是實、置立印押簿籍、一本付本都收掌、一本於本州縣收掌、又一本申解本路總管府、類申行省、牒呈本道廉訪司、照驗、嚴加體察。永爲定例。(典章・二六・編排里正主首例)

なお、二六・皇慶元年四月條、新集戶部。差役驗鼠尾糧數依次點差にも關連記事がある)

これによって、①江西省の役法は、郷・都を單位とし、郷には里正一名、都にはその等級——恐らく戸數が第一の基準となつたろう——によって主首を設ける。②當役戸は諸色戸計の稅糧一石以上(この點は更に後考を要するが)のものが充てられる。③任期は一月からはじまり(新集戶部)一年の輪番制であるが代替雇役、任期延長も認める。④當差の基準は、田糧・丁口・産業などを基にして作られた鼠尾冊によって決められる(新集戶部)、ことが判明する。①は金史食貨志の傳統を、少くとも精神を、忠實に傳えてい

ると言うことができ、この大徳以前でも、それは恐らく各地方における役法の基本線となつていたことが類推される。また、里正・主首はここでは雇募代役も認められていて、皇慶の條文では親丁當役とし、任期も一年と決めてゐる。こうした點は、例えば至順鎮江志・戸役の條では輪充と常充の區別がたてられ、あるいは、

就准(永樂大典一九四二〇作準)本戶里正主首身役、上下半年交替。(典章・一六・站赤祗應庫子)

や、先にひいた蘭谿縣志からも知られるように、地方地方、或いは時期によって必ずしも一定しないのである。

元代の江南では、

泰定間(中略)遷婺州義烏縣尹。(中略)民間田稅之籍、多失實。以故差徭不平。(元史一九二・周自強傳)

のようなことがしばしばみられ、それが複雑な土地所有・社會關係と相表裏して、モンゴル政權が積極策をうち出さぬままに、貧富の懸隔の一層の進展を助長していた。元も末の至正年間、杭州において劉輝が、こうした事態の改革に着手し、それが浙東の州縣でも實施されることとなる。

禮部侍郎泰不華守杭州、首正經界。(中略)〔劉〕輝且

夕勾稽、鬚髮盡白、越二年而後畢。爲田五十五萬三千七百畝。爲印契、以給田主、曰烏由、凡四十六萬三千有奇。畫之曰流水冊。次之曰魚鱗圖。類之曰兜率簿。第其高下、以爲差徭、曰鼠尾簿。廉訪使用其法、頒於屬郡。於是浙東人、皆感頌輝之德政（新元史・二二九・劉輝傳）この改革が屬郡に頒たれた具體例を、婺州路（金華府）においてみることができる。そこでは、

具其田形疆畝・主名甲乙、比次、以上官。官按故牘而加詳覈之、曰魚鱗冊、以會田。別爲右契、予民使藏之、曰烏由、以主業。其征之所會、曰鼠尾冊、以詔役。弓兵・隸卒・鋪兵爲至勞、坊・里正・主首次之、館夫・步夫又次之。（青陽先生文集・九・憲使董公均役之記）

と矢張り各種簿籍の整備を述べたあと、鼠尾冊によって差充される差役にふれている。そしてこの時の改革の差役との關係についてはより詳しく、王忠文公集卷六・婺州路均役記に語られているのである。

其法即每都之田、而計各戸之稅。稅之所在、役即隨之。而受役之田、恒不出其都。第以田之最多者爲里正、次焉者爲主首。而主首有正有副。正者在官、副者則相助、徵

督稅糧焉。其多田者、兼受他都之役、而不可辭。

これによって、浙東では、①田土の多寡で里正・主首の役がふりあてられたが、それが數都に跨る場合、従來は一都の役だけで良かったものも、新しく數都の役を受持たす——従って當然大地主は正身以外の當役が普通となる——。②ここでは主首に正・副があり、正は官に在るというように、恐らく縣衙と密接に結びついていたかと想像される、といったことがうかがえよう。

里正・主首は元典章をはじめとして、非常にしばしば連記され、里正の方により高實戸がなり、幾人かの主首を里正が統轄するという外、職務・責任の實質的差異は少なく、共に、公の指令を鄉村に傳達し、人民の稅役を催督し、鄉村の秩序維持を第一の任務としていた。いうまでもなく都市では、

在城諸隅、所設坊司、當閒止令供報文書、催辦租錢。

（典章・新集刑部・坊里正主首糶養人不便）

と坊司——このタイトルでは坊正のようにとれるが、常山貞石志・一六・眞定府元氏縣重修廟學記には坊司・坊正の併記があつて、その限りでは坊司と坊正は別物といえ

る。恐らく坊司は本來は隅正（至順鎮江志）か、郷村で郷司と呼ばれた郷書手に對置される何か、を指したのであらう。それが坊正と同じに變化したかも知れぬし、或いは坊正・隅正など坊郭の役をひっくりかかめて坊司としたのかもしれぬ——が置れていた。ただ坊正の方は里正と異り、浙右病於徭役（中略）〔張〕璉獻議、以屬縣坊正爲雇役、里正用田賦以均之。民咸以爲便。（元史・一九四・張璉傳）と浙江では雇募されていた例もある。

「催辦錢糧」という表現で一括される徵稅事務の細目を綜合的に列記した史料はないが、種々の角度からその實際を推測はできる。たとえば稅役の基本となる鼠尾冊・差料簿の作製や、戶役の割當では、地方官立會いのもとに彼らも參與したであろうし（前掲元典章三・均賦役）、江西省の例にあるように、都におかれた差料簿の管理は當然主首が行つたろう。彼らが稅役關係の末端事務にあつてはいたからこそ、

（前略）及於臨民府州司縣各衙門首、將概管村坑科定花名差發數目、分頭榜示。如中間官吏坊里正人等、因而作弊。（典章・二五・驗貧富科赴庫送納）

とか、

江南百姓、見令各處官府、差撥夫役、有妨農業。（中略）其被差人數、或出錢三百五百以至一貫之上、與坊正里正人等買免。（典章・二六・置簿輪差搬運人夫）

といった敘述も出て来る。稅糧を、宋代の衙前のように、遠方の倉庫や州城へ、直接彼らの責任で運搬することは、その任務になかつたろうが、稅糧催督から轉じて、

百姓合納稅糧、各處官吏坊里正主首權豪勢要人等、結攬輕齎錢物。與倉官攢典斗脚、通同飛鈔。（典章・四七・攬飛盜糧等例）

或いは接攬稅糧事理（典章・四七）の如く、攬納||請負いによつて中間利潤を搾取する胥吏的存在と化することもあつた。

一方里正主首は郷都の秩序維持についてもいろいろな面で責任を負わされている。それは、常に體察を加え、人民が警察などの御厄介にならぬようにせよ（元典章・三・明政刑）と、多分に教誡的な言いまわしででて来る場合もあるが、責務不履行に際して杖刑の規定まできちんと定められているものもかなりある。元朝獨特の鈔法を圓滑に運用す

るため、

印造偽鈔、(中略) 坊里正主首社長、失於覺察、并巡捕軍兵、各決四十七下。(典章・二〇・住罷銀鈔銅錢使中統鈔)と、偽鈔防止の一翼を擔わせているのはその代表例である。また、

採生折割祭鬼、(中略) 隣佑主首社長人等、知而不行告首、決杖八十七下。(典章・四一・採生蠱毒)

をはじめとし、

各路在逃軍民、並漏籍戶計、仰本處官吏主首人等、常切用心收拾、盡數申報。(典章・六・察司體察等例)

の如く、透漏戸や逃軍(元典章・三四・省驗軍人條畫二十三款新集刑部 探馬赤軍人逃軀)の告發義務など、現在の鄉村體制を何らかの形で柔す出來事には、殆んどの場合合がしかの責任をとるよう定められている。秩序維持の任務は更に、

斷放強竊盜賊、發付元籍官司寄籍、充警跡人。(中略) 令本處社長主首隣佑、常加檢察。(典章・四九・警跡人轉

發元籍)

といった前科者の監視から、

今見、官司日逐將在牢有病摘出罪人、或欠官錢私債之人、

或無家眷・隨衙折證公事之人、或賊徒、或軍漢、或軀奴、或婦女、或小兒、責令坊司人等、寄養宿泊。(典章・新集刑部・坊里正主首羈養罪人不便)

と、各種人間の羈養(身許引受け)までに及ぶ。

このほか雑務としては、検屍の立會い(典章・四三・檢屍方式)、有力な生産手段であり、軍器材料としても重要であった牛・馬の宰殺管理(典章・五七・倒死牛馬里正主首告報過開剥、同・私宰牛馬)、あるいは當時も江南・福建で廣く行われていた嬰兒殺害、溺子、の督察(典章・四二・溺子故殺子孫論罪)、站戸の場合のみの特例かもしれぬが、田土典賣の保證など可成り多方面にわたり、更には、地方官の交替・赴任の確認(典章・新集吏部・官員事故申官作闕)、在職中の成績保證(典章・一一・解由體式)にまで範圍が擴げられている。こうした職責は、農村人民の中でも、相當有力者でなければ十全に果し得ぬところであることは容易に想像されよう。ここに一方の極において、里正・主首が胥吏と結托し、結攬による多額のピンハネや、稅役臺帳を胡麻化すことで、不當利得をえ、農民を苦しめることも起る。次の例、

竊謂、詞訟之繁簡、係民官之政令。今見、大江以南郷都里正社長巡尉弓手人等、特爲官府所設之人。事不干己、輒爲體訪、申作事頭。當該官司、不詳事體、依憑勾攝、民皆受苦。(典章・五三・詞訟不許里正備申)

は、彼らが三百代言をもやっていたことを物語っている。しかし彼らとて、

又各處官員新任及未滿者、暗地托詞、或令本處豪強諷諭逼嚇郷耆社長里正人等、鳩斂財物、以給去官。(典章・四八・禁聚斂齋發錢)

をはじめとし、使節の接待(典章・四六・出使收受送遺)、州縣官吏との應接(典章・二二・歲終季報錢糧)など舊中國社會に何時もみられる上からの不當搾取に悩まされ、

初大德至大間、越大饑且疫、厲民死者殆半。賦稅鹽課、責里胥代納。(新元史・一八七・張昇傳)

のように陪備(宮崎市定氏・胥吏の陪備を中心として、アジア史研究第三)に迫られ、破家蕩産の危険もあった(元史・一四四・張璉傳)。そこで、特に江南では、前代以來の析居異財や、有力者の庇護下に入って税役を忌避することがしばしば行われる。先にあげた浙東地方の改革はこうした事態

に對處するためのものであった。

元代の差役は以上のべた江西・浙東の諸例により、一應のアウトラインが明らかとなったと思うが、それらは、いわば最大公約數的なもので、地方的に他に幾つか異った形式も存在した。恐らく浙江地方で主として行われた助役法もその一例である。元史・二八・英宗紀では、

至治三年四月己卯。詔行助役法。遣使考視稅籍高下、出田若干畝。使應役之人、更掌之。收其歲入、以助役費。

と、そのある程度廣範圍への施行を至治年間におくが、家居患差役不均、爲立式推排、除詭寄虛稽之弊。分戶九等、各出助田、先後差次。每歲充里正者、即以助田義粟昇之、歲終稽其出入。數年後義粟有羨、乃買田、如助田之數、歸助田於本戶。郷人德之、至今守其法不變。大德十一年卒。(新元史・一九四・陸扈傳)

とそれ以前にも行われていた。

會創行助役法。凡民田百畝、令以三畝入官、爲受役者之助。〔于〕文傳既專任其縣事、而行省又以無錫州及華亭上海兩縣之事、諉焉。文傳諭豪家大姓、以畝田來歸、而中人之家、自是不病於役。(元史・一八五・于文傳傳)

がその具體的内容だが、それは例えば蘇州常熟の縣志・琴川志で詳細を知り得る宋代の義役の系列をひくものであり、鄉村當役の戸にその地域の全員が、何がしかの援助を與えるものであった（曾我部靜雄氏・南宋の役法第二節・宋代財政史所收）。

#### 四 社制と役法

元代の郷役をとりあげる時、この時代、史料的にめだつて多い鄉村組織「社」ならびにその長「社長」との相關關係を考慮しなければならぬ。世祖至元七年創められた「社制」については、すでに、松本善海氏、元代に於ける社制の創立（東方學報東京十一）。井ノ崎隆興氏、元代社制の政治的考察（東洋史研究一五ノ二）及び前掲、支那地方自治發達史」といった論考が發表されている。要するに社制の設置は、農村の生産力を高めるとともに、農村の秩序を確保して、重稅徵收の組織を整える以外の何ものでもなかった。とは井ノ崎氏の結論である。荒廢した華北農業地帯の復興を第一の目的とし、その成果を漢地支配やその後の南方侵略の手だてとしようとしたことが、社制の直

接の目標であったという點は自分も異存はない。だが、何故元朝は、ことさら勸農の旗印を掲げ、五十家一社、一社ごとに社長を設ける新しい鄉村組織を創立し、徵稅その他は、在來の郷役體制を維持してこれと全く關係せしめなかつたのか、いいかえれば、何故傳統的な郷里制を復活・強化せず、別に社制を設けたのかという疑問が生ずる。實際問題として、社制と郷制は混雜し、社長と里正・主首はしばしば同一次元で扱われるようになってゆくが、以下少し役法の觀點から元代の社制を眺めることにしたい。

社制の法規上の姿は、元典章・二三・勸農立社事に明らかであり、ここでは、勸農がくりかえし強調されていることも疑いない。五十家一社を統率する社長は、深く農事をしり、年輪をきざんだ、かつ謹嚴で家に別に丁男のある人物が社衆から推擧されるべきであり（ほかに典章・二三・至元新格、農桑、の各條參照）、彼は農桑を勸課し、民を農にいそしませ、學校を興して道徳を涵養せしめるとともに、無賴の徒や各種の不徳行爲を檢察・教化し、風俗を淳厚にする（典章・二三・更替社長）責務をにない、少くとも原則としては徵稅その他鄉村の餘事を管轄しない、或いはさせ

てはいけないものであった。

一體、何がしかの民間信仰を軸として、地縁的共同組織を形づくる「社」は、極めて古くから存在し、その實例は『日知錄』卷二十二・社の條にみられるし、特に唐代の社は那波利貞氏の長編。唐代の社邑に就きて、『史林三ノ二（四）』が詳論するところでもある。隋の開皇五年、社を單位として、義倉（社倉）が公に設けられたことは、『隋書』二四（食貨志）、行政聚落的な郷里制、自然發生的な村制と別に——むろん多くの場合社とこれらの區分は一致したてはあ

ろうが——民間で社制が生きつづける一つのでこ入れとなつたであろう。いうまでもなく權力者側では、いつも常平倉をはじめとした各種の救荒・賑濟政策を行つてはいたが、然自來官中賑濟多止在城郭、而不及鄉村。（宋會要・食貨・六八ノ八・紹興六年二月七日條）

といった現實では、別に鄉村内部でも、自治的な相互扶助機關が必要であつた。宋代でも、石介（中略）欲立社倉（中略）隋立社倉、唐立義倉。近代行之、最爲利便。社倉一也。今請每村立一社倉、逐戶據戶口數多少、仍約歲之豐耗、年年納粟若干・豆若干・菽

黍若干石斗、黍等（等上或脫上字）戶有年德者三兩人、主之。（宋會要・食貨六二ノ二〇）

と存續が叫ばれたが、そうした流れにあって南宋朱熹の社は殊に著名である。この傳統は北方民族の遼にも引繼がれ、遼史は、

詔諸道、置義倉（聖宗本紀では乾亨十三年冬十月乙亥にける）。歲秋社民隨所獲、戶出粟時倉。社司籍其目、歲儉、發以賑民。（五九・食貨志）

との記録を残している。

救荒を中心事業とした自然聚團ともいふべき社は、自然村と重複するのは普通だったろうが、既に宋代、長安附近では、村と全く同じく、鄉村の最末端の名稱として地志にあらわれてさえいる（長安志・十一・盤屋縣條）。元朝が從來の郷里制を棄て、積極的に社制を採用した裏には、金末の鄉村自衛集團が、自然村、或いはそれを幾つか統合したものに立脚して居り、たとえ圖籍の上で、唐宋以來の郷里制や保甲制の名残りが廣範に存在していても、まず現實の村落體勢中の最大公約數的な制度を社制として成文化化して認めることが、最も自然で、抵抗が少かつたという事情が

推測される。但しそれには、従来の行政村に職役の形で負わされていた徴税・警察の責任がないところに一つの特長がみられる。

華北にはじまった社制は、江南征服後この南方にも逐次擴大される——例えば元典章・二三・更替社長では江西の社制は至元三十年實施といわれる——。だが、ここでも華北と江南では少からぬ差異が看取される。江南の社の具體像は、至正四明續志卷三・至順鎮江志卷十三を使って知ることができるが、寧波では、一郷（四〜六都）が四十から九十の社に、また府城四隅はそれぞれ十坊、各十坊が千字文によつた三十前後の社に分割され、鎮江では、郷内の自然聚落と見做される村・巷・坊數の六〜七割の數の社が置かれて、いることが判明する（戸口その他より類推して、この地方で果して五十家一社であつたかどうかは問題である）。

勸農の立場から社をとりあげた時、華北の社が持つていた役割を江南のそれが果していたかどうか頗る怪しくなってくる。中統・至元のはじめ、勸農司・司農司を設け、社制につないで、農業復興を企てた一連のモンゴル王朝の施策は、華北を對象としたものであつた。十數條にわたる

「勸農立社事理」の中味には、淮水以南の水田地帯をはじめから附帶的に扱う態度がのぞいている。成程社制は江南にも普遍化されたが、その持つ勸農の側面はどうも後におしやられた形である。そこでは社長を監督すべき勸農官はおろか、地方官の勸農職務でさえも著しい削減がなされているので、

江南勸ニ課農桑、那裏的路官每、親身巡行呵、搔ニ擾百姓ニ有。不レ教レ行呵、怎生、麼道奏呵、「與ニ理會の南人每一處、商量了、說者」麼道聖旨有來。俺衆人與南人每一處商量來。那的每也則這般說有。「江南勸ニ課農桑的、不レ教ニ官人每提調著ニ呵、百姓每也不ニ怠慢ニ向前有。不レ交ニ官人每巡行、依ニ時節、行ニ文書ニ呵、中者也者」麼道說有。俺也那般商量來、麼道奏呵、那般者、麼道聖旨了也。欽此。（典章・二三・革罷下郷勸農）

とか、少し時期は下るが、

兵部議得。既是江南農事、行御史臺親行提調。明咨、地狹人稠、多爲山水所占、大與中原不同。土着農民世務本業、不須加勸而自能勤力、以盡地利。合准御史臺所擬、依時行文字勸課、相應。都省准呈。（條格・一六）

のようにむしろ不干渉主義的傾向さえもみられる。これはたとえば北方で、勸農官が實際に巡行し、社長と交渉を持った（典章・五七・禁學散樂詞傳）のと違っている。一方社長の總帥社長をとりあげても、

近爲體復覆災傷、到于各處、喚到社長人等、係婦人小兒。（典章・二三・更替社長）

通州一州靖海海門兩縣（中略）社長（中略）多有年小愚賤之人、草屨赤脛、言語嘲哂。怪而問之。州縣官員同辭而對、目今諸處通例如此。（典章・二三・社長不管餘事）

の諸例に挙げられるように、頼りにならず、

諸論訴婚姻家財田宅債負、若不係違法重事、並聽社長以理諭解。（典章・五三・至元新格）

はおろか、その最も基本的な、遊手好閑の人を教訓し、農に従わせることさえ覺束ない有様であった。元も終り近い、順帝至正十三年に、

中書省臣言、近立分司農司、宜於江浙淮東等處、召募能種水田及修築圍堰之人各一千名、爲農師、教民播種。

（元史・四三）

といった農政が行われているのは、間接的にこれまでの勸

農社が、南方では役にたっていないことを暗示している。

社本来の傳統をつぐ義倉においても同じようなことが言える。至元七年の法規では、義倉は社ごとの一つ置かれ、社長が簿籍を管理し、豊年に每口粟一斗を醸出せしめて凶歲に備えるものであった。しかしこれも元史食貨志が、

義倉亦至元六年始立。其法社置一倉、以社長主之。豊年每親丁納粟五斗・驅丁二斗、無粟、聽納雜色。（中略）

然行之既久、名存而實廢。（元史・九六）

というように、地方によって内容が異り、かつその効果も悲觀的であつたらしい。特に南方では、

奉江南行臺劄付（中略）附郭上元等鄉（中略）仍於各鄉、依例設置義倉一所。（中略）官司置文簿二扇。依上開寫

用印關防。官司收掌一扇、里正收掌一扇。里正每季將見在稻米、開申本州。（典章・新集戶部・點視義倉有無物料）

と義倉は郷單位に置かれ、しかも里正が直接責任者である。また、至順鎮江志・一三の義倉數九十六も社數よりはるかに少く、都數に近似している。このように義倉の面でも、社制の本来の目的と姿は、特に江南では失われていたと言つても過言でない。では何故社制が全國的に推進さ

れ、あるいは、

至正八年四月。詔守令、選立社長、專一勸課農桑。(元史・四一・順帝紀)

と、元末まで、しばしばその本旨を強調した勅令が發布されているのだろうか。ここに社規の一見消極的文面の中に、既存の村落——自然村——の秩序を、その村落の有力者に委ねて、治安維持、異民族支配の最下部の役目を果させうとする積極的意圖が隠されていたのかと考えられてくる。成程社長は保甲法のように、社衆に武藝をみがかせ、治安にあたらせる型はとっていない。だが、

至元七年閏十一月。尚書省、司農司呈。在城居民、俱係經紀買賣之家、并各局分人匠。恐有不務本業游手好閑兇惡之人、合依眞定等路、選立社巷長教訓。(條格・一六・立社巷長)

のように、都市では、社長或いは巷長は最初から専ら治安維持のため設けられていた(なお巷長の用例は、元典章・五一・私宰牛馬、一八・女婿財錢定例、新元史・一九三・鄭介夫傳などを擧げうる)。これまでの差役法とは別に、名目はともかく、實際上は郷村の有力者を任命し——社長の任期には

明確な規定はない——、あくまで現状を承認しつつ、當地方の民事・刑事事件の一部に責任を持たせ、モンゴル支配下における秩序維持の布石とすること、これが江南の社の目的であり現實であつたのでなからうか。先にひいた幾つかの里正・主首の職掌でも明らかのように、特に民間の治安維持に際する記事——偽鈔の取締り・淫祀邪教の督察・逃亡軍人・漏戸の告發・警跡人の管理など——には、必ずといって良いくらい社長も加えられており、かつ責務不履行の罰則においても、前二者と何の差等も設けられていない。このような状態では、社長近年多以差科干擾(元典章・二三・社長不管餘事)といつた結果になるのも止むを得ないであらう。はじめは財産による差出でなく、當然郷村の實力者を法制的に容認し、とりわけ北方では、切詳、按察司・達魯花赤・管民官下、便列社長。責任非輕。(典章・二三・社長不管餘事)

という高い評價を與えられていた社長も、時代が下るにつれ、特に江南では、人夫・倉官・庫子・社長・主首・大戸・車牛等一切雜泛。(典章・三四・曉軍人條畫十四款)や、至順鎮江志にみられるように差役として扱われることとな

っている。モンゴル支配下では、保甲法とか、あるいは宋代警察關係の職役であった、耆長・壯丁の役が姿を消している。民間に武器を持たせぬためだというのが従來の説明だが、それに代るものとして里正・主首・社長、更に兩隣の者が、前代になかった役目を持たされているのであり、就中、社はその重要な單位であったと思われる。

以上元代の差役法を、特に里正・主首を中心にして、幾つかの問題點に分けて縷述してみた。

金末、華北は異民族支配・戰亂・飢饉によって大きく混亂し、しかも新しい支配者モンゴル族政權はこれを收拾し、劃一的・統一的な鄉村制を敷き、それにのっとって役法を整備するためには決して適任者ではなかった。そこでは、各地域によって相違はあろうが、主として金の傳統を受継いだ役法が行われたと考えてよからう。また元朝は華北の事情をふまへ社制を實施したが、これは強力な鄉村制や保甲制などを施行し得ない元朝の、いわば苦肉の策なのであ

り、少くとも華北では當時最良の方法ではなかったかと思像される。一方南宋以來の大土地所有が進行していた江南を、モンゴル王朝は軍事的に支配下に入れてはみたものの、經濟的な統治プランは實は彼ら自身明確には持っていなかったとしても過言でなからう。成程役法上は里正・主首といった名稱が採用され、或いは社制が華北と同様天降り式に行われようとしたといつても、この地域で新しいプランによる統一的な改革はなく、實質は南宋以來の法式が受繼がれ、更に一層の混亂を誘發していたにすぎぬということができる。

こうした元の役法と、里甲制にはじまる明の役法とをどうつなげて考えるかということ、元・明の交代という大きな問題がからみ、今の私にはとても手に負えない。更にまた元代の役法それ自身の中にも、まだまだ明らかにしなければならぬ部分が多く残っている。そうした點は今後の課題としておき、ひとまず基礎的な事實の提示という本稿の目的をおえておく。